

# 石川県公報

令和4年11月18日

第13559号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○県統計調査の実施	(少子化対策監室) 1	○県道の供用の開始	(同) 3
○保安林の指定の解除予定	(森林管理課) 2	○道路の占用を制限する区域の指定	(同) 3
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定	(水産課) 2	○県有財産売払入札公告	(管財課) 4
○県道の区域の変更	(道路整備課) 3	○宅地建物取引業者の事務所所在地の不確知公告	(建築住宅課) 6

## 告 示

### 石川県告示第443号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

令和4年11月18日

石川県知事 馳 浩

- 県統計調査の名称  
令和4年度ひとり親家庭等実態調査
- 県統計調査の目的  
県内における母子家庭、父子家庭及び寡婦の実態を把握することにより、今後のひとり親家庭等に対する福祉施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲  
県内に居住する母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯のうちから無作為に抽出した4,500世帯
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期間
  - 報告を求める事項  
ア 世帯の状況  
イ 住居の状況  
ウ 就労の状況  
エ 生活の状況  
オ 子どもの状況  
カ その他、生活上の問題等
  - 基準となる期日又は期間  
令和4年8月1日現在
- 県統計調査の報告を求める者  
調査対象として選定された世帯
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法  
オンライン調査。県は、市町及び（公財）石川県母子寡婦福祉連合会の協力を得て住民基本台帳又はこれに代わる的確な資料により、調査の対象となるひとり親世帯等を抽出する。そして、調査の対象世帯に調査概要等（QRコード及びURL）を郵送し、対象者がQRコードを読み込み又はURLにアクセスし、インターネット上で回答する。
- 県統計調査の報告を求める期間  
令和4年11月21日（月）から同年12月5日（月）まで

**石川県告示第444号**

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和4年11月18日

石川県知事 馳 浩

- 解除予定保安林の所在場所  
金沢市坪野町(石川郡野々市町)へ1の1、1の3から1の7まで、2の1、2の2、3から5まで
- 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

- 解除予定保安林の所在場所  
金沢市坪野町(石川郡野々市町)へ1の1、1の3から1の7まで、2の1、2の2、3
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 解除の理由  
指定理由の消滅

**石川県告示第445号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和4年11月18日

石川県知事 馳 浩

- 輪島加入区
  - 発起人の住所及び氏名  
輪島市鳳至町下町69番地 旭岡 敏文  
輪島市鳳至町下町165番地10 有限会社巢洋大敷
  - 区域  
石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区
  - 区分  
大型定置漁業
  - 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。)第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日  
令和4年11月18日
- 羽咋・柴垣・高浜加入区
  - 発起人の住所及び氏名  
羽咋市滝町カ244番地の2 株式会社本吉漁業  
羽咋郡志賀町高浜町ノの114番地4 川端 進
  - 区域  
石川県漁業協同組合の地区のうち旧羽咋漁業協同組合の地区、旧柴垣漁業協同組合の地区及び旧高浜漁業協同組合の地区
  - 区分  
法第104条に掲げる漁業
  - 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日  
令和4年11月18日

**石川県告示第446号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。  
 なお、その関係図面は、令和4年11月18日から同年12月2日まで縦覧に供する。

令和4年11月18日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
串加賀線	加賀市動橋町ハ19番1地先から	旧	5.93～13.25	234.6	大聖寺土木事務所維持管理課
	加賀市動橋町ロ66番地先まで	新	8.13～29.14	234.6	
	下記区間を道路区域に編入する。				
	加賀市動橋町ハ19番1地先から 加賀市動橋町ロ66番地先まで		8.13～29.14	234.6	
富来中島線	七尾市中島町浜田ソ67番1地先から	旧	6.45～7.41	60.0	中能登土木総合事務所維持管理課
	七尾市中島町浜田ソ69番1地先まで	新	6.45～9.11	60.0	
	七尾市中島町浜田ツ52番1地先から	旧	6.25～6.46	14.6	
	七尾市中島町浜田ツ53番1地先まで	新	6.46～6.67	14.6	

**石川県告示第447号**

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
 なお、その関係図面は、令和4年11月18日から同年12月2日まで縦覧に供する。

令和4年11月18日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
富来中島線	七尾市中島町浜田ソ67番1地先から	令和4年11月18日	中能登土木総合事務所維持管理課
	七尾市中島町浜田ソ69番1地先まで		
	七尾市中島町浜田ツ52番1地先から		
	七尾市中島町浜田ツ53番1地先まで		
蚊爪森本停車場線	金沢市大河端町東48番4地先から	令和4年11月19日	県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市大浦町ハ22番1地先まで		
	金沢市千木町イ29番1地先から 金沢市福久町リ66番1地先まで		
串加賀線	加賀市動橋町ハ19番1地先から 加賀市動橋町ロ66番地先まで	令和4年11月21日	大聖寺土木事務所維持管理課

**石川県告示第448号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。  
 なお、その関係図面は、令和4年11月18日から同年12月2日まで縦覧に供する。

令和4年11月18日

石川県知事 馳 浩

## 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般県道	蚊爪森本停車場線	金沢市大河端町東48番4地先から 金沢市大浦町ハ22番1地先まで 金沢市千木町イ29番1地先から 金沢市福久町り66番1地先まで	県央土木総合事務所維持管理課

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和4年11月19日

## 公 告

### 県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年11月18日

石川県知事 馳 浩

## 1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	数量	最低売却価格
1	加賀市山中温泉湯の本町ク32番2、 加賀市山中温泉富士見町オ11番2	土地	宅地	179.58㎡	3,740,000円
2	金沢市坪野町へ1番7、へ2番2	土地 建物 立木	山林	73,596.00㎡ 23.51㎡/29.81㎡ 30.49㎡/30.31㎡ 一式	36,212,500円
3	七尾市本府中町カ40番3	土地	宅地	199.01㎡	3,710,000円
4	七尾市矢田町式四号白土6番36	土地	宅地	168.86㎡	1,880,000円
5	羽咋郡志賀町三明子1番7	土地	宅地	244.51㎡	1,480,000円
6	輪島市河井町九部4番5	土地	宅地	210.22㎡	2,800,000円
7	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番4	土地	宅地	162.30㎡	417,000円
8	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番5	土地	宅地	162.02㎡	490,000円
9	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番9	土地	宅地	161.35㎡	415,000円

備考 物件番号2は、土地のほか、敷地内に現存する全ての建物及び立木を一式で売却する（詳細は、物件調書を参照すること。）。

## 2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入札日時	入札場所	開札
1	令和4年12月16日(金)	午前10時	小松市白江町リ61番地1 南加賀土木総合事務所入札室(1階)
2		午後2時	

3	令和4年12月19日（月）	午後1時30分	七尾市本府中町ソ27番9 中能登土木総合事務所入札室（1階）	入札後、 即時開札
4		午後2時30分		
5		午後3時30分		
6	令和4年12月20日（火）	午後1時30分	輪島市三井町洲衛10部11番1 奥能登行政センター（のと里山空港） 入札室（1階）	
7		午後2時30分		
8		午後3時30分		
9		午後4時30分		

3 現地説明の日時及び場所

物件番号	現 地 説 明 日 時		現 地 説 明 の 場 所
2	令和4年11月28日（月）	午後1時30分	金沢市坪野町へ1番7、へ2番2
6	令和4年11月29日（火）	午後1時30分	輪島市河井町九部4番5

上記以外の各物件については、個別に現地説明を実施する。現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

(1) 申込期間

令和4年11月18日（金）から同年12月2日（金）までの石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 実施期間

令和4年11月21日（月）から同月25日（金）まで及び同月30日（水）から同年12月5日（月）までの県の休日を除く毎日午前11時から午後4時まで

(3) 申込先

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和4年11月18日（金）から同年12月5日（月）までの県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

名 称	住 所	電話番号
石川県総務部管財課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1266
南加賀土木総合事務所大聖寺土木事務所	加賀市幸町2丁目77	0761-72-0491
南加賀土木総合事務所	小松市白江町リ61番地1	0761-21-3333
中能登土木総合事務所	七尾市本府中町ソ27番9	0767-52-5100

奥能登土木総合事務所	輪島市河井町22部1-1	0768-22-0567
奥能登行政センター(のと里山空港)	輪島市三井町洲衛10部11番1	0768-26-2350
奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所	珠洲市野々江町シの部32番地	0768-82-2165

## 6 入札参加申込みの方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県総務部管財課資産活用室まで持参し、又は郵送しなければならない。
- (2) 受領期限  
令和4年12月5日(月)午後5時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

## 7 その他

- (1) 入札保証金  
入札しようとする金額の100分の5以上
- (2) 入札の無効  
この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法  
最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上
- (5) 売買代金の納入  
県が発行する納入通知書により、指定の期日(契約締結の日から30日以内)までに納入すること。
- (6) 所有権の移転等  
所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。
- (7) その他の事項  
詳細は、入札案内書による。
- (8) 問合せ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

## 宅地建物取引業者の事務所所在地の不確知公告

次の宅地建物取引業者の事務所所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。

令和4年11月18日

石川県知事 馳 浩

商号又は名称	代表者氏名	事務所の所在地	免許年月日及び番号
有限会社アートブルー	濱 中 幸太郎	金沢市東力三丁目2番地	平成30年12月18日 石川県知事(6)第3343号